

宮城県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、乳幼児の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う乳幼児医療費助成事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において乳幼児医療費助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「乳幼児」とは、6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 乳幼児の父又は母で、その乳幼児を現に監護しているもの
- (2) 乳幼児の父又は母以外の者で、その乳幼児と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの

3 この要綱において「対象者」とは、乳幼児のうち、県内に住所を有するもの又はその保護者が県内に住所を有するものをいう。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 他の都道府県における地方単独医療費助成制度の助成対象となる者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (3) 保護者の前年（1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（別記で定める所得の範囲及びその額の計算方法により算出した額をいう。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、別記で定める額以上である者。ただし、知事が特別の事情にあるものと認めたときを除く。

4 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(補助の対象)

第3 乳幼児医療費助成事業補助金の交付対象となる経費は、市町村が、乳幼児医療費助成事業により、対象者に助成した医療保険各法に定める一部負担金（法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付の額並びに入院時食事療養費を除く。以下単に「一部負担金」という。）であって、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 補助の対象となる医療

保護者が市町村長に対し乳幼児医療費助成事業に係る登録の申請をした日（やむを得ない事情で当該申請ができなかつた場合において、その事情がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない事情により申請をすることができなくなった日）以後に対象者が受けた医療に係るものであつて、対象者が医療を受けた月の翌々月の末日から3年以内のもの又は保護者が一部負担金を支払った日から2年以内のもの

(2) 助成の範囲

対象者の入院及び入院外に係る一部負担金

2 前項の規定にかかわらず、対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その限度において補助対象経費とし

ないものとする。

(補助率)

第4 県は、市町村に対して補助対象経費の2分の1以内の額を補助するものとする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は6月末日とする。

(交付申請書の添付書類)

第6 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別紙及び付表
- (2) 収支予算書

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、知事の承認を受けるいとまがなく補助事業実績報告書を提出する場合にあっては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況の報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、別記様式第4号によるものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。ただし、第7第1号ただし書きの場合における補助事業実績報告書は、事業変更承認申請書を兼ねるものとし、その様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書は、交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10 規則第12条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別紙2及び別紙3
- (2) 収支決算書

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第15条ただし書きの規定により、補助金の交付決定に係る年度の9月に当該補助金の2分の1に相当する額を概算払の方法により交付するものとする。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により、知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

別記

1 所得の範囲及びその額の計算方法

第2第3項第3号に規定する所得は、次の表により算出する。

所得の合計額 (A)	(1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第32条第1項)	
	(2) 土地等に係る事業所得の金額(同法附則第33条の3第1項)	
	(3) 長期譲渡所得の金額(同法附則第34条第1項)※1	
	(4) 短期譲渡所得の金額(同法附則第35条第1項)※1	
	(5) 先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4第1項)	
所得の合計額=(1)+(2)+(3)+(4)+(5)		
(B)	社会保険料控除	80,000円(一律)
	雑損控除	
	医療控除	
	小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
	配偶者特別控除	
	障害者控除	障害者1人につき 270,000円
	特別障害者控除	障害者1人につき 400,000円
	寡婦(夫)控除	270,000円
	みなし寡婦(夫)控除※2	270,000円
	寡婦控除の特例	350,000円
みなし寡婦控除の特例※3		350,000円
勤労学生控除		270,000円
肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税の免除に相当する額		免除所得額

※1 租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、その額を控除した額。

※2 寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親のうち、①又は②のいずれかに該当するものが受けることができる控除。

① 婚姻（民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。以下同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有するもの。

② 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が 38 万円以下の者）を有し、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下であるもの。

※3 上記①のうち、前年の合計所得金額が500万円以下である場合に受けることができる控除。

2 所得制限限度額

第2第3項第3号に規定する別記で定める額は、同号に規定する扶養親族等がないときは、
3,401,000円とし、扶養親族等があるときは、3,401,000円に当該扶養親族等1人
につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者のうち七十歳以
上の者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者のうち七十歳以上の者又は老人扶養
親族1人につき480,000円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養
親族又は控除対象扶養親族（19歳未満のものに限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶
養親族等1人につき530,000円）を加算した額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。た
だし、第3第1号の規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補
助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別記の規定については、平成18年
10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9第1項、第2項及び第11につい
ては、平成20年度補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7及び第9第1項、第2項について
は、平成27年度補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2第3項及び別記2の規定による助
成の制限は平成31年10月から施行し、同年9月以前の助成の制限については、なお従前の例に
よる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。